

事務連絡（保 164）
平成18年12月5日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 満

支払基金「増減点事由記号」の変更について

今般、支払基金において、審査の公平・公正性に対する信頼の確保を図るべく、種々の改善を行ってきた一環として、審査委員会における審査結果の連絡に係る「増減点事由記号」の明確化を期し、平成19年1月（2月送付分）の増減点連絡書及び再審査結果通知分から、「増減点事由記号」が別紙のとおり変更されることとなりましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

〈添付資料〉

「増減点事由記号」の変更について

（平 18. 11. 21 基審発第 143 号 社会保険診療報酬支払基金理事長）



基 審 発 第 1 4 3 号
平成 1 8 年 1 1 月 2 1 日

日 本 医 師 会
会 長 唐 澤 祥 人 殿

社会保険診療報酬支払基金
理事長 中西明典



「増減点事由記号」の変更について

平素は支払基金の業務運営に関しまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、支払基金においては、これまで審査の透明性を高めることにより、審査の公平・公正性に対する信頼の確保を図るべく、種々の改善を行ってまいりましたが、今般、審査委員会における審査結果の連絡に係る「増減点事由記号」の明確化を期して、平成19年1月（2月送付分）の増減点連絡書及び再審査結果通知分から「増減点事由記号」を別紙のとおり変更することといたしましたので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

「増減点事由記号」の変更

記号	変更点	現行			変更	
		文言	区分	文言	区分における主な概念	
A	Aについては、現行のAと同様とする。	適応と認められないもの	審査委員会の 決定による 医学的な理由 に基づく査定	療養担当規則等に照らし、医学的に適応と認められないもの	・療養担当規則等に照らし、傷病名等から判断して、使用薬剤の効能、効果、もしくは診療行為に医学的有用性が認められないもの。	
B	Bについては、現行のBとCを包括する。	過剰と認められるもの		療養担当規則等に照らし、医学的に過剰・重複と認められるもの	・療養担当規則等に照らし、診療内容を通覧して、薬剤の投与量、投与日数が医学的に過剰であるもの、もしくは診療行為が医学的に過剰であるもの。	
C	Cについては、A・B以外で、現行のDのうち査定における判断基準が医学的判断によるもの。	重複と認められるもの		療養担当規則等に照らし、A・B以外の医学的理由により適当と認められないもの	・診療内容を通覧して、A、Bに該当するもの以外で告示・通知等に照らし、医学的に不適当と認められるもの。	
D	Dについては、現行のDのうち告示・通知に判断基準が明確に記載されるもの。	前各号の外不適當（疑義解釈通知等に照らして不適當なものを含む。）又は不必要と認められるもの		告示、通知に基づく査定	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの	・告示、通知に示された算定要件に、診療行為が合致しないもの。